

不法投棄・野外焼却 は犯罪です!



**不法投棄・野外焼却^(※)を見かけたら、
通報してください!**

※野外焼却禁止には例外がありますので、裏面をご参照ください。

詳しくは市のHPをご覧ください。

https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01100/045/touki_syoukyaku/index.html



廃棄物の処理及び清掃に関する法律（要約）

廃棄物の不法投棄禁止（法第16条）

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

廃棄物の野外焼却禁止（法第16条の2）

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、
廃棄物を焼却してはならない。

- ① 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- ② 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- ③ 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却
又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却

※「何人も」とは「だれであっても」という意味であり、住所、国籍、年齢は問いません。



廃棄物を**不法投棄・野外焼却した者**は、

5年以下の懲役 若しくは

1,000万円以下の罰金 又はその両方

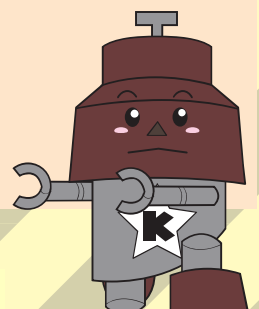
法人に対しては **3億円以下の罰金**

問い合わせ

川口市 環境部 産業廃棄物対策課

〒332-0001 埼玉県川口市朝日4-21-33

TEL 048-228-5380 FAX 048-228-5322



川口市マスコット
「きゅぼらん」